

財務省告示第二十六号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平	成十九年一月二十五日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十九年一月二十四日	財務大臣 尾身 幸次	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額													
利付国庫債券（十年）（第二百八	十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三	十四号）第四條第一項及び平成	十八年度における財政運営のた	めの公債の発行の特例等に関する	法律（平成十八年法律第十一	号）第二條第一項並びに国債整	理基金特別会計法（明治三十九	年法律第六号）第五條第一項及	び第五條ノ二	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	額、金額で四百億円	うち、財政法第四條第一項の規	定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で十九億九	千九百万円、平成十八年度にお	ける財政運営のため、公債の発	行の特例等に関する法律第二條

六 払込金額  
 七 最低額面金額  
 八 振替単位  
 九 発行日  
 十 集約価格  
 十一 利率  
 十二 経過利子の払込み

第一項の規定に基づき発行する  
 第一項の規定に基づき発行する  
 第六十九億九千六百五十万円の  
 国債整理基金特別会計法第五条  
 第一項の規定に基づき発行する  
 利付国債については、額面金額  
 で二百九億八千九百五十万円、  
 同法第五条ノ二の規定に基づき  
 発行する利付国債については、  
 額面金額で百億千五百万円  
 四百億二千万円  
 五万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十九年一月二十五日  
 額面金額百円につき百円五銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金  
 額に加えて、次の算式により算  
 出した金額を第十九号に規定  
 する期日に払い込むものとす  
 る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるに  
 ものとして振替口座簿中の口の  
 座に記載又は記録されるものの

